

事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 14 日

各障害児通所支援事業所、障害児入所施設
管理者 殿（那覇市指定を除く）

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策
「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について（依頼）

みだしのことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から別添のとおり
依頼があります。

つきましては、各事業所等におかれては、下記の点についてご留意いただくとともに、適切に
ご対応いただくようお願いいたします。

記

1 所在確認や安全装置の装備の義務付けについて

- (1) 緊急対策 P6 及び P7 に記載しているとおり、点呼等による児童の所在確認及び送迎用バス
への安全装置の装備を義務付けることとしているが、障害児関係事業所も義務付けの対象と
なること。また、義務付けの範囲については、以下のとおり検討しているものであること。

所在確認：すべての障害児通所支援事業所、障害児入所施設

安全装置：児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む）、放課後等デイサービス

※義務化の対象となる車両については、全送迎車両のうちバスや大きめのワゴン車等を検討
中（緊急対策 P1 参照）

- (2) 緊急対策 P6 に記載しているとおり、所在確認や安全装置の義務付けについては、関係府省
令等を今年 12 月に公布し、来年 4 月より施行する予定であること。また、「送迎用バスへの
安全装置の装備」については、施行から 1 年間は、経過措置を設ける予定であること。ただ
し、可能な限り早期に装備するようこととし、来年 6 月末までに安全装置を装備すること。

※安全装置の仕様に関するガイドラインを国として年内に策定予定（緊急対策 P8 参照）

※送迎用バスへの安全装置導入支援を行うことを検討中（緊急対策 P10 参照）

- (3) 経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間についても、バス送迎におけ
る安全管理を徹底するとともに、例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付ける
とともに、車体後方に子どもの所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、子ども
が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を

講じることとする予定であるため、留意すること。

2 安全管理マニュアルについて

緊急対策において策定された別添2の「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」について、障害児通所支援事業所においても活用すること。

担当：沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課
事業指導支援班 島袋、登野原
TEL： 098-866-2190